

## 第2回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨

### 1 日時

平成14年1月21日(月)午後3時

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者(敬称略)

(委員)

平山善吉

(特別委員)

大森文彦, 山口昭一, 山本康弘(坂本功, 和田章は欠席)

(オブザーバー)

斎藤賢吉, 工藤光悦, 田中信義, 田中敦

(事務局)

林道晴, 菅野雅之

### 4 議事

#### (1) 鑑定人及び調停委員候補者の選定スキームについて

- 1)第1回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨4議事(4)「鑑定人及び調停委員候補者選任スキームについて」の記載につき,日本建築学会以外の関係団体に推薦依頼をすることがふさわしいと思われる事案などは,分科会に諮ることとし,事務局で表現を検討することとなった。

(主な発言)

- 鑑定人及び調停委員候補者は、建築紛争の解決に必要な学識・経験を有し、社会的信用性が高く、中立・公正な立場から調停や鑑定を行うことが期待できるといふ観点を踏まえて選任されるべきである。
  - 将来的に、建築関係訴訟委員会と、日本建築学会に準じる厳正中立な建築専門家団体との間に候補者推薦のルートが開かれる場合には、基本的に現在検討中のスキームと同様のスキームによることが考えられる。
2. 2)調停委員や鑑定委員の推薦依頼をされた司法支援建築会議で、どのような者を推薦することが適当であるかについて、日本建築学会において検討することとなった。

(主な発言)

- 司法支援建築会議からどのような者を推薦することが適当であるかという標準的なルールができれば、他の機関にも参考になって、広まっていくと考えられる。

(2) 鑑定人及び調停委員の選任後におけるバックアップ、事後フォローについて

- 1)最高裁判所作成中の「専門調停の手引」について説明
- 2)最高裁判所作成の「鑑定人CD-ROM」について説明
- 3)東京地方裁判所及び大阪地方裁判所から、建築の鑑定人や調停委員のための手引書の作成状況について紹介
- 4)日本建築学会内でのバックアップ等の態勢について紹介

(主な発言)

- 学会員の中で調停委員や鑑定委員の経験者からアンケートを実施したところ、設計とか監理について問題があるとの指摘が多い。

- 専門家が鑑定人や調停委員として頼まれた以上、答えなければならないという義務感が強すぎて、専門以外のことなど分からないことにも、分からないと言えずに悩んでいることがあるのではないか。分からないときには分からないと回答してよいということを鑑定人等になる人に教示するのがよい。
- 事件が鑑定人の専門分野でカバーし切れないときには、複数の鑑定人を指定する方法が活用されている。
- 鑑定人や調停委員が、当事者双方が主張していない瑕疵を発見したとき、弁論主義の制約からすれば、その瑕疵を指摘してはいけないことになろうが、どのようにしたらよいか決められないか。
- 人の安全に関わる瑕疵を発見した場合には、裁判官に報告し、裁判官が訴訟指揮のやり方を工夫して、不測の事態を未然に防止できるようにするべきである。
- 鑑定人として選任された後、裁判所から資料が送られてきた場合に、それ以外に資料は存在しないと誤解する人もいるので、工夫が必要である。

### (3) 建築関係紛争の原因分析

日本建築学会において、訴訟及び調停事件の分析や建築紛争から見る建築技術の現状の調査をする上で、建築事件の集中部である東京地方裁判所民事第22部で既に終了した事件の記録等を閲覧し、具体的なイメージを持って分析する方法を検討することとなった。

### (4) 建築契約における書面の重要性

建築生産における、設計・施工・工事監理及び契約内容の追加・変更時における書面化の意義に関する指摘や、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所等からの実情の報告を踏まえて、事務局において、書面の不備を原因とする紛争の類型化及び論点の骨子を整理する。

(主な発言)

- 建築生産には、設計・施工・工事監理など各専門ごとの役割分担がある。
- 事件類型では、改築工事、追加・変更、元請け・下請けの関係等で問題となる事件が多い。
- 契約書がある場合でも、内容の解釈を巡って争うことがある。

(5)

1)建築基準法令の実体規定と契約上の瑕疵との関係

2)建築物の瑕疵による損害額の算定方法について

具体的な議論には至らず、引き続き分科会において審議することとなった(「欠陥住宅を正す会」所属の弁護士等から意見が出されていることが紹介された。 )。

(6) 今後のスケジュール

第3回分科会は、平成14年3月5日(火)午後2時から、第3回本委員会と合同で開催することを確認し、第4回分科会は、平成14年5月21日(火)午後2時を第一候補日として、5月22日(水)午前10時を第二候補日、5月8日(水)午前10時を第三候補日としていずれかの日に開催することが決定された。

その後の期日調整の結果、第4回分科会は、平成14年5月21日(火)午後2時に開催することとなった。